

令和5年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途予定について  
（当初予算ベース）

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%が10%に引き上げられましたが、この地方消費税交付金の増収分については、使途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本町では、令和5年度当初予算において下記の経費に充てる予定としています。

＜令和5年度当初予算額＞

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 215,000千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 896,999千円

＜充当事業＞

（単位：千円）

| 事業名称等  |              | 経費      | 財 源 内 訳 |     |     |         |                     |
|--------|--------------|---------|---------|-----|-----|---------|---------------------|
|        |              |         | 特 定 財 源 |     |     | 一 般 財 源 | うち社会補償財源化分の地方消費税交付金 |
|        |              |         | 国・道支出金  | 地方債 | その他 |         |                     |
| 社会福祉   | 障害者福祉事業経費    | 446,877 | 328,049 |     |     | 118,828 | 81,249              |
| 社会保険   | 介護保険特別会計運営経費 | 171,001 | 11,217  |     |     | 159,784 | 109,253             |
| 子ども子育て | 施設型給付事業経費    | 279,121 | 243,292 |     |     | 35,829  | 24,498              |
| 合 計    |              | 896,999 | 582,558 |     |     | 314,441 | 215,000             |